

民生委員の定数に関する条例をここに公布する。

平成26年 7 月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第91号

民生委員の定数に関する条例

民生委員法（昭和23年法律第198号）第4条第1項の規定により条例で定める民生委員の定数は、次の表の左欄に掲げる市町村の区域ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数とする。

市町村	定 数
宮古市	200人
大船渡市	98人
花巻市	220人
北上市	181人
久慈市	120人
遠野市	96人
一関市	358人
陸前高田市	67人
釜石市	131人
二戸市	96人
八幡平市	99人
奥州市	291人
滝沢市	92人
岩手郡雫石町	56人
岩手郡葛巻町	42人
岩手郡岩手町	54人
紫波郡紫波町	78人
紫波郡矢巾町	46人

和賀郡西和賀町	37人
胆沢郡金ヶ崎町	35人
西磐井郡平泉町	24人
気仙郡住田町	32人
上閉伊郡大槌町	45人
下閉伊郡山田町	70人
下閉伊郡岩泉町	69人
下閉伊郡田野畑村	22人
下閉伊郡普代村	12人
九戸郡軽米町	36人
九戸郡野田村	15人
九戸郡九戸村	20人
九戸郡洋野町	56人
二戸郡一戸町	63人

附 則

この条例は、公布の日から施行する。